

滝沢市移住定住促進空家等改修補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、市内に存する空家等を移住定住者が取得し、又は所有者から賃借して行う改修工事に要する経費に対し、予算の範囲内で、滝沢市補助金交付規則（令和4年滝沢市規則第30号。以下「規則」という。）及びこの告示により補助金を交付することにより、空家等の活用を図るとともに、移住定住者の住環境の整備及び定住の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する空家等であって、居住その他の使用がなされていない期間が1年以上であるものをいう。
- (2) 移住定住者 規則第4条に規定する申請を行った日において、市外から市に転入後1年未満である者又は転入を予定している者をいう。
- (3) 専用住宅 専ら人の居住の用に供する家屋をいう。
- (4) 併用住宅 床面積の2分の1以上に相当する部分が専用住宅であるものをいう。
- (5) 市内事業者 市内に本店、支店、事業所等を有する法人、市内で事業を営む個人事業者又は個人事業主により組織する団体をいう。

(補助対象空家等)

第3条 補助金の交付の対象となる空家等（以下「補助対象空家等」という。）は、市内に存する一戸建ての空家等で、用途が専用住宅又は併用住宅であるものとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象空家等を取得し、又は所有者から賃借して改修工事を実施しようとする者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 移住定住者であって、空家等を自らが居住することを目的として改修する者
- (2) 補助対象空家等に10年以上継続して居住する意思を有している者
- (3) 市町村民税又は特別区民税を滞納していない者
- (4) この告示に基づく補助金の交付を受けていない者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 改修する空家等の所有者と三親等内の親族である者
- (2) 前号に掲げる者のほか、市長が適当でないと認める者

(補助対象工事)

第5条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 補助対象空家等に居住するために必要となる住宅本体の工事であって、次のいずれかに該当するもの
 - ア 居住するための増築又は一部の改築

イ 居住するための改修で次に掲げる工事

- (ア) 屋根、雨樋、柱、外壁等の修繕、塗装等の外装工事
- (イ) 床、内壁、天井等の内装替え、畳の取替え等の内装工事
- (ウ) 雨戸、戸、サッシ、ふすま等の取替え等の建具工事
- (エ) 電気、ガス等の設備工事
- (オ) 便所、風呂、台所の改修等の給排水工事

ウ ア及びイに掲げるもののほか、市長が居住に当たり必要と認める工事

(2) 規則第5条の規定による交付決定を受けた日以降に着手する工事かつ、規則第4条に規定する申請を行った日の属する年度の2月末日までに完了する工事

(3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に基づき適正に行われる工事

(補助金対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象工事に要する費用とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる費用は補助対象経費としない。

(1) 国、県等の補助を受けて行った工事に要する費用（当該補助の対象となった部分に限る。）

(2) 併用住宅の場合の居住の用に供する部分以外の工事に要する費用

(3) 補助対象者が自ら改修を行う場合の材料費以外の費用

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める工事に要する費用

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の額に3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）とし、20万円を上限とする。ただし、補助対象工事を市内事業者が施工する場合は、30万円を上限とする。

(補助金の返還等)

第8条 市長は、規則第20条第1項に定めるもののほか、補助金の交付を受けた者が、補助対象空家等への居住を開始してから10年を経過する日の前日までに退去したときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

(軽微な変更)

第9条 規則第9条第1項の軽微な変更は、既に決定を受けた補助金の額に変更がない場合とする。

(財産の処分の制限)

第10条 規則第23条第1項第1号の市長が定める期間は10年とする。

(提出書類)

第11条 規則の規定により提出する書類並びに当該書類の提出部数及び提出期日は、別表第1に定めるとおりとする。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第11条関係）

条項	提出書類	提出部数	市長が定める期日
規則第4条	1 補助金交付申請書（様式第1号） 2 経費等計算書（様式第2号） 3 暴力団排除及び補助金の交付条件等に関する誓約書及び同意書（様式第3号） 4 補助対象空家等に係る登記事項証明書その他建物の所有者が確認できるもの 5 補助対象空家等の賃貸借契約書の写し（賃借した場合に限る。） 6 滝沢市移住定住促進空家等改修補助金に係る空家等所有者同意書（賃借した場合に限る。）（様式第4号） 7 補助対象経費の内訳が分かる見積書等の写し 8 開業届の写し（個人事業主による施工の場合に限る。） 9 改修予定箇所がわかる図面 10 現況写真（全景及び改修予定箇所のわかるもの） 11 代理人が手続きをする場合は、所有者の委任状 12 住民票の写し 13 市町村民税又は特別区民税を滞納していないことの証明書 14 その他市長が必要と認める書類	1部 1部 1部 1部 1部 1部 1部 1部 1部 1部 1部 1部 1部 1部 1部 1部	別に定める
規則第8条第1項	補助金申請取下書（様式第5号）	1部	補助金の交付の決定の通知を受領した日から15日を経過した日
規則第9条第2項	1 補助事業変更承認申請書（様式第6号）（規則第9条第1項第3号に該当し、中止又は廃止の申請をする場合を除く。） 2 変更経費等計算書（様式第7号） 3 その他市長が必要と認める書類	1部 1部 1部	補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更しようとする日の15日前の日
規則第9条第2項	補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第8号）（規則第9条第1項第3号に該当し、中止又は廃止の申請をする場合に限る。）	1部	補助事業を中止し、又は廃止しようとする日の15日前の日
規則第14条第1項	1 補助事業完了報告書（様式第9号） 2 補助対象工事に要した経費の領収書等の写し 3 改修工事の契約書の写し（工事請負契約を締結した場合に限る。） 4 改修の内容が分かる写真（着工前、施工中及び完了時）	1部 1部 1部 1部	事業完了後15日を経過する日又は交付申請をした日が属する年度の2月末日のいずれか早い日

	5 建築検査済証の写し（建築確認申請が必要な工事を行った場合に限る。）	1 部	
	6 住所変更後の住民票の写し	1 部	
	7 その他市長が必要と認める書類		
規則第17 条第1項	補助金交付請求書（様式第10号）	1 部	補助金の額が確定した日から15日を経過する日
規則第23 条第2項	財産処分承認申請書（様式第11号）	1 部	財産を処分しようとする日の1月前